

料金表

【じもとつながるプラン用】

株式会社地域創生ホールディングス

[2026年3月19日制定版]

■適用

- (1) この料金表は、当社の電気供給約款【じもとつながるプラン用】（以下「供給約款」といいます。）に基づき、当社がお客さまに電気を供給するときの供給条件の内容の一部を定めるものであり、供給約款の一部を構成します。なお、各用語の定義は、特段の定めをする場合を除き、供給約款の内容に従うものとします。
- (2) この料金表の変更については、供給約款 2（供給約款の変更）に準じます。
- (3) この料金表に定めのない事項は、供給約款の定めに従うものとします。

■実施期日

この料金表は、2026年3月19日から実施いたします。

制改定履歴
2026年3月19日制定

1 電灯需要

(1) じもとつながるプラン

初回事務手数料：なし

解約事務手数料：なし

契約解除料：なし

契約期間：料金適用開始の日から、解除または解約により供給契約が消滅する日まで

<料金>

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表 6（安定供給維持費）に定める安定供給維持費（調整金の加減を含みます。）および供給約款別表 7（支払繰延規程）に定める繰越金額の合計といたします。

(1) 基本料金

基本料金は、その 1 月の契約電流、契約容量および契約電力に応じて、下表に定めるとおりといたします。なお、お客様が申し出た契約電流、契約容量および契約電力が、契約負荷設備の内容に照らして不合理である場合、または、お客さまからこれらに関する申出がない場合は、契約負荷設備の内容等を踏まえ、当社の裁量により契約電流、契約容量および契約電力を決定するものといたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、以下イ、ロ、ハおよびニそれぞれの算定式によって求められる金額の総額といたします。なお、各号の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものといたします。

イ 使用電力量×託送従量単価(※1)

ロ $30 \text{ 分コマ}(\text{※}2)\text{ごとの使用電力量} \times \text{各 } 30 \text{ 分コマに対応するエリアプライス}(\text{※}3) \div (1 - \text{損失率}(\text{※}4)) \times (1 + \text{消費税率})$

ハ $\text{使用電力量} \times \text{一般社団法人日本卸電力取引所が定める約定量 } 1\text{kWh あたりのスポット取引売買手数料 (約定量従量制)}(\text{※}5) \div (1 - \text{損失率}(\text{※}4)) \times (1 + \text{消費税率})$

ニ 供給管理費

供給管理費は、以下の算定式によって求められる金額といたします。

$[\text{使用電力量} \times \text{供給管理費単価} \times (1 + \text{消費税率})]$

供給管理費単価 (※6) は、7 円 (税別) とします。

※1:「託送従量単価」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価を指すものといたします。

※2:「30 分コマ」とは、1 日を毎時 0 分から 30 分までと毎時 30 分から 0 分までの 48 個に区切った 30 分単位を指すものといたします。

※3:「エリアプライス」とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、各一般送配電事業者の供給区域の 30 分コマごとのエリアプライスを指すものといたします。

※4:「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指すものといたします。

※5: N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N 月 1 日から N 月末日までの期間に係るスポット取引売買手数料 (約定量従量制) が適用される

ものといたします。

※6：供給管理費のうちプランに係る自治体への寄付については、供給約款別冊 11（じもとつながるプランに係る自治体への寄付）にて定めるとおりといたします。

<供給区域①>

■従量電灯 B 又は C に適用される場合（まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。）
（税込）

供給区域	基本料金（月額）					
	従量電灯 B 契約電流が 20 A から 60 A まで					従量電灯 C 6kVA 以上 50kVA 未満
	20A	30A	40A	50A	60A	
	1 需要場所あたり					1 kVA あたり
北海道エリア	591.80 円	887.70 円	1183.60 円	1479.50 円	1775.40 円	295.90 円
東北エリア	453.20 円	679.80 円	906.40 円	1133.00 円	1359.60 円	226.60 円
関東エリア	461.34 円	692.01 円	922.68 円	1153.35 円	1384.02 円	230.67 円
中部エリア	429.00 円	643.50 円	858.00 円	1072.50 円	1287.00 円	214.50 円
北陸エリア	484.00 円	726.00 円	968.00 円	1210.00 円	1452.00 円	242.00 円
九州エリア	454.76 円	682.14 円	909.52 円	1136.90 円	1364.28 円	227.38 円

<供給区域②>

■従量電灯 A 又は B に適用される場合（まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。）
（税込）

供給区域	基本料金（月額）		
	従量電灯 A	従量電灯 B ※ 1	
	6kVA 未満	6kVA までの部分	6kVA を超え 50kVA 未満の部分
	1 需要場所あたり		1 kVA あたり
関西エリア	290.40 円	290.40 円	96.80 円
中国エリア	326.70 円	326.70 円	108.90 円
四国エリア	363.00 円	363.00 円	121.00 円

※ 1 6kVA を超える場合は、6kVA までの部分の基本料金に、6kVA を超えた分の kVA 数に 1kVA あたりの単価を乗じた金額を加算した額とします。